CORPORATE GOVERNANCE

SG HOLDINGS CO.,LTD.

最終更新日:2019年10月25日 SGホールディングス株式会社

代表取締役社長 荒木 秀夫 問合せ先:総務部 075-693-8850 証券コード:9143

http://www.sg-hldgs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループは、経営の考え方のベースとして「ステークホルダー経営」を掲げており、第1に「顧客」に対してサービスレベルの持続的な向上、第2に「従業員」とその家族の生活基盤の安定と向上、第3に「地域社会」に対して安全、環境、さらに様々な事業活動、社会活動を通じた貢献、第4に「株主」に対して企業価値の向上、第5に「取引先」に対して公平・公正な取引を行うことにより、様々なステークホルダーの期待に応える事業活動を推進しております。また当該ステークホルダー経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化による透明性の高い経営管理体制の構築こそが最重要課題の一つであるとの認識のもと、各体制整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10 .独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、任意の委員会等を設置しておりませんが、現在、独立社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、企業経営に携わっている豊富な経験及び専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言及び指摘等を得た上で、指名・報酬等を決定しており、取締役会の独立性は確保されていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】

当社グループは中長期的な取引関係の維持·発展、シナジーの創出等、保有する目的に必要性·合理性があると判断した取引先企業の株式(政策保有株式)を一部保有しております。

なお、保有する政策保有株式については、その保有目的やシナジーの有無、リスク・リターンが資本コストに見合っているか等を精査し、毎年、取 締役会で継続保有の適否について検証することとしております。

保有株式の議決権行使に当たっては、当社の保有意義等を勘案して、当該企業の中長期的な企業価値や株主利益の向上に資するか否かを議案ごとに判断のうえ対応しております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

関連当事者取引の把握及び牽制に関する手続については、関連当事者への不適切な利益流出を防止し、当社の株主保護に資することを目的と して「関連当事者取引管理規程」を制定しております。

関連当事者と取引を実施する際には、一般株主の利益保護の観点から取引の必要性や取引条件の妥当性を慎重に確認することとしております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出型の年金制度を導入しており、当社が企業年金のアセットオーナーとして機能を発揮すべき場面はありません。

なお、確定拠出型年金制度については、従業員一人ひとりの資産形成にとって重要な役割を果たすという認識の下、定期的な運用商品の評価・ 選定や、加入者に対する教育等を行っております。

【原則3-1.情報開示の充実】

()当社は、長期経営ビジョン「アジアを代表する総合物流企業グループへ」を掲げ、中期経営計画「Second Stage 2021」における経営戦略を次のとおり定めております。

グループ総合力の結集による進化した物流ソリューションの提供

経営資源の価値最大化による成長基盤の確立

デジタル化の推進と最新技術の導入による効率化・顧客利便性の追求

グローバル物流事業における顧客基盤拡大と高いプレゼンスの発揮

組織・人材の課題解決力の高度化による競争優位性の創出

経営管理体制の一層の強化及びステークホルダーの満足度向上

()当社は、経営の考え方のベースとして「ステークホルダー経営」を掲げており、第1に「顧客」に対してサービスレベルの持続的な向上、第2に「従業員」とその家族の生活基盤の安定と向上、第3に「地域社会」に対して安全、環境、様々な事業活動、社会活動を通じた貢献、第4に「株主」に対して企業価値の向上、第5に「取引先」に対して公平・公正な取引を行うことにより、様々なステークホルダーの期待に応える事業活動を推進しております。また、当該ステークホルダー経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化による透明性の高い経営管理体制の構築こそが最重要課題の一つであるとの認識のもと、各体制整備を行っております。

()役員報酬等は、株主総会で決定する報酬限度額内で経済環境及び業績等を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づき決定し、監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。

()経営陣幹部の選任にあたっては、社内外における豊富な業務経験や経営者としての資質、見識等を総合的に勘案しております。また、取締役会は、不正もしくは背任等の疑わしい行為があったとき等において、社内規程に則り、その取締役に対して辞任勧告を行います。監査役については、監査役としての資質、専門的な知識等を勘案しております。

()取締役・監査役候補者の個々の指名理由については、その理由を株主総会招集通知等において開示いたします。また、経営陣幹部の選解 任についても適時に開示いたします。

【補充原則4-1 取締役会の決定事項等】

取締役会では、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において定めた事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項等 の意思決定を行っております。それ以外の業務の意思決定及びその執行については、決裁権限を明確にした職務権限規程等の社内規程を整備

し、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性に関する基準を策定し、本報告書の 1. [独立役員関係]に開示していますので、ご参照ください。

【補充原則4-11 .取締役会全体のバランスや多様性】

当社取締役の総数は、9名であり、当社事業について専門知識・能力を有する当社グループ出身の常勤取締役4名・当社グループ以外の会社の業務経験が長い常勤取締役3名・業務執行に携わらない取締役2名(うち、独立社外取締役2名)で構成されており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切であると考えております。また、取締役会全体としては、知識・経験・能力のバランスや多様性を確保した体制であると考えております。

取締役の選任にあたっては、社内外を問わず、知識や経験、経営者としての資質等を総合的に判断しております。

【補充原則4-11.取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書に開示しております。また、取締役会・ 監査役会等の出席をはじめ、当社の取締役・監査役としての業務に支障が及ばない範囲であると考えております。

【補充原則4-11 . 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

当社は、すべての取締役・監査役を対象に、企業理念・経営ビジョンの実践状況や、取締役会の構成、運営、監督機能等に係るアンケートを実施し、その結果を取締役会において共有・議論することで、取締役会全体の実効性確保に努めております。

2018年度においては、当社取締役会全体として実効性が確保されていることを確認しておりますが、取締役会の運営(資料の事前送付等による十分な検討時間の確保)等、一部の項目において、更なる改善の余地があることを認識いたしました。

今後も、より高度なコーポレート・ガバナンスの実現に向けて、取締役会の実効性確保に係るPDCAサイクルを実践してまいります。

【補充原則4-14 . 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、上場会社の取締役又は監査役として必要とされる知識習得を目的として、ダイバーシティやインサイダー取引規制、経済セミナー等の時勢に応じた勉強会を適宜実施しております。また、新たな社外役員の就任に際しては、当社の事業・財務の状況・組織体制等に関する十分な説明や現場視察等を行うほか、必要に応じて各担当取締役へヒアリング等を実施してまいります。

【原則5-1,株主との建設的な対話に関する方針】

株主や投資家から面談の申込みがあった場合には、合理的な範囲内で対応する方針であり、IR担当部署を設ける等、株主や投資家とのより建設的な対話を促進するための体制を構築しております。

2. 資本權成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新生興産株式会社	44,317,000	13.84
公益財団法人佐川美術館	24,200,181	7.55
株式会社三菱UFJ銀行	14,959,860	4.67
株式会社三井住友銀行	12,600,000	3.93
住友生命保険相互会社	12,600,000	3.93
三井住友海上火災保険株式会社	12,600,000	3.93
佐川印刷株式会社	11,308,200	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,142,100	3.16
いすゞ自動車株式会社	9,900,000	3.09
栗和田 榮一	9,573,800	2.98

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております(2019年9月30日現在)

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

仟夕	属性	会社との関係()											
戊 哲	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
髙岡 美佳	学者												
鷺坂 長美	その他												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙岡 美佳			同氏は大学教授としての経営学等の専門的な 知識及び見識を有しており、その経歴を通じて 培われた幅広い見識を当社の経営全般に活か していただけると判断したため
鷺坂 長美			国家公務員として、また退官後の環境法、消防及び救急に関連した活動を通じ培われた幅広い見識を当社のCSR活動やBCMに活かしていただけると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査職務の遂行にあたっては当社及び子会社各社の内部監査担当部門並びに子会社の監査役と緊密に連携をとることで、効率的な 監査の実施に努めております。さらに会計監査人との関係においては、定期的な会合を通じて会計監査上の論点の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性			会社との関係()										
K-A	周 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m
富永 正行	公認会計士													
岡村 憲一郎	公認会計士													
大島 義孝	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富永 正行			公認会計士としての豊富な経験と高い見識を 基に、当社経営の妥当性・適正性を確保する 役割を果たしていただけるものと判断したため
岡村 憲一郎			公認会計士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役を歴任された経験を当社における監査に活かしていただけると判断したため
大島 義孝			弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から 当社における監査に活かしていただけると判断 したため

【独立役員関係】

独立役員の人数

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

- 1. 当社の主要株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者
- 2. 当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
- 4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- 5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
- 6.当社グループの取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役員又は使用人
- 7.過去3年間において、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
- 8.上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び2親等内の親族
- 9.前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、2018年7月1日より業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1)制度の概要

本制度は当社の取締役等に対して、会社の業績指標の達成度等に応じて、取締役等の退任時に当社普通株式の交付等を行うための報酬を支給する制度です。

本制度の対象期間は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度(ただし、初回においては進行中の中期経営計画の残存1事業年度と次期中期経営計画の3事業年度を合わせた4事業年度)といたします。

(2)交付される当社普通株式の算定方法及び上限

本制度の対象となる取締役等は、各取締役の月額基本報酬等から算出される基準ポイント数に、会社業績指標(連結営業利益等、取締役会が定める指標とします。)の達成度に応じた業績連動係数(0~200%の範囲で変動します。)を乗じて算出されるポイントが、毎年所定の時期に付与されます。

また、その上限は1事業年度あたり62,500株とし、対象期間(3事業年度)ごとに187,500株(ただし、当初対象期間は4事業年度を対象として250,000 株)とします。

取締役等は、退任時に、付与されたポイントの累積値に応じた株式数が交付されますが、そのうち70%に相当する分の当社普通株式が交付され、残りの分については、当社普通株式に代えて、これに相当する金額の金銭が支給されます。

その他の詳細については、直近の有価証券報告書をご参照〈ださい。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員毎に報酬の総額を開示しております。また、報酬総額が1億円以上の者については、個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、株主総会で決定する報酬限度額内で経済環境及び業績等を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づき決定し、監査役の 報酬は監査役会の協議で決定しております。

また、当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、2018年7月1日より業績連動型株式報酬制度を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役には取締役会の事務局である総務部が、監査役には監査役室がそれぞれ事務局として対応しており、取締役・監査役の支援体制を構築しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

()取締役会

取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役会規程、職務権限規程等の各社内規程に基づき、当社グループの業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。なお、原則として毎月定時取締役会を開催し、緊急の決議事項がある場合等は臨時での開催を行っております。

()監査役会

()その他会議体

当社グループでは各社内規程の定めにより、取締役会決議事案の事前協議や、重要事項に係る専門検討機関として「グループ経営戦略会議」や「グループリスクマネジメント会議」等の会議又は委員会を設置しております。各会議には担当する取締役、執行役員、常勤監査役が出席し、業務運営の効率化に努めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役会は4名体制(うち、社外監査役3名)であり、監査役は取締役会に出席すると共に、その立場から必要に応じ意見を述べるなど、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。さらに、常勤監査役については、社内状況や経営に対する理解を深めることを目的に取締役会以外の各種会議体においてもオブザーバーとして参加し、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っておりますので、経営の適正性は十分に保たれているものと判断しております。

また、社外取締役は、社外の客観的・独立した立場から、取締役会以外の重要な社内会議にも適宜出席しており、当社の経営判断・意思決定の 過程を監督し、自身の経験や知見に基づき、必要に応じて意見や助言を行っております。

当社としては、社外取締役を含む取締役会と監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制でコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の14日以上前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、電磁的方法により議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知(要約)を作成し、当社ウェブサイトへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を第2四半期・期末決算発表後に開催し、代表取締役社長が業績の概況や経営方針等を説明しております。 また、上記以外にもIR担当部署による電話会議での決算説明会やスモール ミーティング等も実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家向けのロードショーを実施し、業績の概況や経営方針等 を説明してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、ニュースリリース等を当社ホームページに掲載して おります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室が担当します。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社グループでは、企業理念に基づき「SGホールディングスグループ行動憲章」及び「SGホールディングスグループ倫理・行動規範」を制定して共通の行動指針を遵守することを徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業の社会的責任を果たしつつ、持続可能な社会の構築に向け、さまざまな活動を行っています。 当社グループの環境保全活動、CSR活動等の取組状況を取り纏め、CSRレポートとして当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供していくことが経営の透明性を図り、企業としての社会的責任を果たすものであると認識しており、ステークホルダーが容易にかつ公平に情報にアクセスできるよう、当社ホームページへの掲載等、積極的に情報提供してまいります。
その他	当社は、社外取締役として女性役員を1名登用しております。また、労働力の確保、多様な視点や価値観による新たなビジネスが創出されることも踏まえ、女性従業員の活躍を後押しする施策として、「WAKU WAKU Women's Project」があります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制基本方針及びその整備状況は、次のとおりです。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、SGHグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定める。また、代表取締役社長が「行動憲章」及び「倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。

当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。

当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。

当社は、SGHグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、又は早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、SGHグループの内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。また、実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。これらの窓口に寄せられた通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。

当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。

上記の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。

当社は、個人情報を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、SGHグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。

当社は、「SGHグループリスクマネジメント会議」を定期的に開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。

当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画 (BCP)を定め、事業継続マネジメント(BCM)体制を構築・運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に 行われるよう執行状況を監督する。

当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。

当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び 単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

(5) SGHグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、SGHグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。

当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行っ

当社は、「SGHグループ経営戦略会議」及び「SGHグループ管理部門責任者会議」を定期的に開催し、SGHグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項等を伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。

当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、SGHグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、SGHグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。

内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、 監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、 人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

SGHグループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

口内部監査の結果

八.内部通報制度による通報の状況

二. その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項

当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、 妥当性、効率性について監査を実施する。

監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認める場合は弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。

監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。

当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、これを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの「S Gホールディングスグループ倫理・行動規範」には、「第4章 株主・取引先の期待とともに 5 反社会的勢力への対応」として「従業員は、暴力団等の反社会的な団体・個人に対しては毅然とした態度で対処し、不当な要求を受けた場合には断固として拒否をします。そのような求めを受けた場合、速やかに上司又は会社に報告します。適切に対処されない場合は、不当要求相談窓口に相談します。」と謳われており、「会社は、従業員の安全確保を最優先し、警察や弁護士等の外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応する」として、個々人での判断や対応を行わないよう指示を与えています。

この基本方針に基づき、当社グループは「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との関係排除に向けた体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

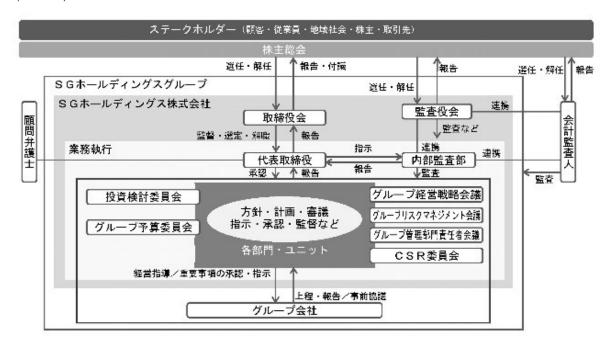
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【模式図(参考資料)】



(別図) 適時開示までの基本的な流れ

